

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会

令和6年2月22日

1 陳情審査

(1) 議会運営委員会から送付替えされた陳情

○送付6-6 工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める
陳情書

○送付6-7 不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、
区民をはじめ多様な人が話し合って決めるまちづくりの
実現を求める陳情

○送付6-12 泥沼にはまった千代田区を助けるための調査をお願い
する陳情

2 今後の調査の進め方について

3 その他

4 閉会中の特定事件継続調査事項について

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 設置理由

本年1月24日、元区議会議員及び元区職員が工事契約に関する官製談合防止法違反容疑で逮捕されました。これにより、区民の信頼を大きく裏切ることになりました。

千代田区議会は、区民からの厳粛な信託を受けた立場と職責を深く認識し、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎むとともに、区民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上が求められます。

区議会及び行政は、この事態の重大さを真摯に受け止め、二元代表制のあるべき姿を再認識し、区民に信頼されるよう全力で取り組まなければなりません。こうしたことが発生する背景、とりわけ組織や制度の不備などを徹底的に洗い出し、具体的な再発防止策等について可及的速やかに調査・検討を進めるべく、本特別委員会を設置するものです。

名称は、契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会

調査事項は、特別職を含めた職員や利害関係者との関わり方など、議員の倫理向上に関する事項、及び不祥事再発防止対策に関する事項

定数は、12名

設置期間は、調査の終了するまで